

岐阜市行政第500号の3  
平成20年3月28日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 榊原秀訓

公文書公開請求に対する不作為の存否に関する  
不服申立てについて（答申）

別紙諮問文書一覧表で諮問のあった公文書公開請求に対する不作為の存否について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「公開条例」という。）第5条の規定による公文書公開請求に対して市長（以下「実施機関」という。）が岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「保護条例」という。）第14条の規定による保有個人情報開示請求に読み替え、同条例第20条の規定による保有個人情報開示決定処分を行ったことにより、当該公文書公開請求に対する実施機関の不作為は存在しない。

### 第2 異議申立ての主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

実施機関は、公開条例に基づく公文書公開請求に対し、公開条例に基づく決定を行うべきである。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立て人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立て書によれば、次のとおりである。

- (1) 異議申立て人は、平成18年9月11日に公開条例第5条の規定に従って、公文書公開請求書を実施機関に提出した（以下「本件公開請求」という。）。
- (2) これに対し、実施機関は、公開条例に基づく決定を行っていない。
- (3) なお、実施機関は、保護条例第20条に規定する保有個人情報開示決定を行っている。

しかし、公開条例と保護条例は全く関連のない条例であって、保有個人情報開示決定が行われても公文書公開決定が実施されたことにはならない。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書によれば、次のとおりである。

#### 1 異議申立て人は、本件公開請求に対する不作為を主張する。

そもそも、公開条例においては、特定の個人を識別することができる個人に関する情報について、公開条例第6条第1項第2号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非公開情報とする。

したがって、公開請求において本人から自己に関する情報の公開が求められた場合は、自己に関する情報の部分は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報として非公開の決定をすることとなる。

しかし、このような対応は、かえって請求者の不利益になると認められることから、実施機関では、保護条例第14条の規定による保有個人情報開示請求に読み替え、保護条例第20条の規定による保有個人情報開示承諾決定を行った。

本件公開請求に対しても、本件公開請求に係る公文書公開請求書中の「知

りたい内容」の記載から、異議申立人は、自己に関する情報の開示を求めているものであると判断して保有個人情報開示承諾決定を行ったものであり、本件公開請求に対しては、保護条例に基づいてすでに決定がなされているので、本件公開請求に対する不作為はない。

- 2 また、実施機関が本件公開請求に対して保護条例を適用して保有個人情報開示承諾決定を行ったことは、異議申立人の目的を達成するために行つたものであり、本件公開請求に保護条例を適用したことに違法性はない。
- 3 仮に、本件公開請求に対して公開条例に基づく決定がなされていないとしても、保護条例に基づいてなされた決定の内容は、異議申立人の求める内容を開示しており、本件公開請求に係る異議申立人の知りたい内容に実質的に応じているといえるから、異議申立人は目的を達成したのであり、これをあえて争う実質的な理由が見当たらず、異議申立人には不作為を求める訴えの利益がないというべきである。

#### 第4 当審査会の判断

- 1 公文書公開請求書の様式でなされた自己の個人情報の開示請求を保護条例に基づく保有個人情報の開示請求として取り扱うことについて

実施機関は、本件公開請求に係る公文書公開請求書中の「知りたい内容」の記載から、異議申立人が自己に関する情報の開示を求めているものであると判断し、本件公開請求を保護条例第14条の規定による保有個人情報の開示請求に読み替え、保護条例第20条の規定により保有個人情報の開示承諾決定を行った旨主張する。

実施機関の行為は、要するに、公文書公開請求書の様式により保護条例に基づく保有個人情報の開示請求がなされたものとして取り扱ったということである。

まず、このことの妥当性について検討する。

情報公開の請求については、公開条例第5条、第7条第1項並びに岐阜市情報公開条例施行規則第2条第1項及び第2項で次のように規定されている。

#### 公開条例

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

第7条 第5条の規定により公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関が請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては当該代表者の氏名
- (2) 公開の請求に係る公文書の内容
- (3) その他実施機関の定める事項

#### 岐阜市情報公開条例施行規則

第2条 条例第7条第1項第3号に規定する実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開の実施方法
- (2) その他必要な事項

2 条例第7条第1項に規定する請求書は、公文書公開請求書(様式第1号)とする。

また、保有個人情報の開示請求については、保護条例第14条第1項、第15条第1項並びに岐阜市個人情報保護条例施行規則第10条で次のように規定されている。

#### 保護条例

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

#### 岐阜市個人情報保護条例施行規則

第10条 条例第15条第1項第3号、・・・・に規定する実施機関が定める事項は、請求者の区分とする。

2 条例第15条第1項の開示請求書、・・・・の様式は、様式第6号によるものとする。

3 条例第15条第2項、条例第25条第2項及び条例第30条第2項に規定する本人であること、遺族等であること及び代理人であることを示す書類は、次のとおりとする。

- (1) 本人であることを示す書類 運転免許証、旅券、健康保険等の被保険者証、住民票の写し等
- (2) 遺族等であることを示す書類 戸籍謄本、遺言書、登記事項証明書等
- (3) 代理人であることを示す書類 委任状、戸籍謄本、健康保険等の被保険者証

保有個人情報の開示請求において「様式第6号によるものとする」とあるのは、開示請求者や開示を求める保有個人情報を特定しやすくするためであり、公文書公開請求書の様式(別添参照)と保有個人情報の開示請求に係る上記の諸規定からすれば、公文書公開請求書の様式で保護条例に基づく保有個人情報の開示請求が許されていないとは認められない。

また、最高裁判所第三小法廷平成13年12月18日判決民集55巻7号1603頁において、「情報公開制度と個人情報保護制度は、異なる目的を有する別個の

制度ではあるが、互いに相容れない性質のものではなく、むしろ、相互に補完し合って公の情報の開示を実現するための制度ということができるのであり、とりわけ、個人に関する情報が情報公開制度において非公開とすべき情報とされるのは、個人情報保護制度が保護の対象とする個人の権利利益と同一の権利利益を保護するためであると考えられ、個人情報保護制度が採用されていない状況の下において公開条例に基づく公文書公開請求書でなされた自己の個人情報の開示請求を保護条例に基づく保有個人情報開示請求書でなされた自己の個人情報の開示請求と読み替えることは、そのような読み替えを許さない趣旨の規定がある場合は格別、当該個人の権利利益を害さないことが請求自体において明らかであるときは、許されるとするのが合理的である」とされている。この判決の趣旨からしても、公文書公開請求書によりなされた自己の個人情報の開示請求を公文書公開請求書の様式により保護条例に基づく保有個人情報の開示請求がなされたものとして取り扱うことは合理的であると考えられる。

そして、この場合の手続として、公文書公開請求書の様式で自己情報の開示を求めていると認められる場合には、本人に公文書公開請求書の様式を保護条例第15条第1項の開示請求書に読み替える旨の同意を得た上で、同条第2項の規定により本人確認の手続をし、同条第3項の規定により請求者の区分について補正を求めなければならないものと考える。

## 2 本件公開請求を保護条例に基づく保有個人情報の開示請求としたことについて

1のとおり、実施機関は、本件公開請求に係る公文書公開請求書中の「知りたい内容」の記載から、異議申立人が自己に関する情報の開示を求めているものであると判断し、本件公開請求を保護条例第14条の規定による保有個人情報の開示請求に読み替え、保護条例第20条の規定により保有個人情報の開示承諾決定を行った旨主張する。

本件公開請求に係る公文書公開請求書中の知りたい内容には別紙のとおり記載されていることから、自己の個人情報の開示を求めていると認められる。

実施機関の陳述によれば、実施機関は異議申立人から読み替えについて書面及び口頭で同意を得ていないこと並びに保護条例第15条第2項に定める本人確認の手続もしていないことが認められる。

また、同趣旨の異議申立てが他の二人からなされており、実施機関の陳述によれば、本件公開請求に係る公文書公開請求書は、その二人の異議申立人のうちの一人（以下「関係者」という。）から受け取ったものということであるが、異議申立人が関係者に手続を委任した事実を明らかにする書面を提出させていない。したがって、実施機関に手続上の不備があると考えられる。

しかしながら、異議申立人と関係者は、住所が同じであり、また、実施機関の陳述によれば、関係者が、異議申立人に対して郵送した保有個人情

報開示等請求諾否決定通知書を持ってきたので、開示を求めた内容に係る公文書の写しを手渡したものであった。さらに、平成18年11月になるまで情報公開請求の不作為について何の措置もとらなかつたこともうかがえる。

そして、実施機関の陳述によれば、関係者の本人確認の手続については、平成18年6月に関係者から運転免許証の提示を受けている。

これらの状況からすると、実施機関には、先に述べたように、手続上の不備はあるものの、請求者の開示請求に応えるために、実施機関が公文書公開請求書の様式を開示請求書と読み替えて保護条例に基づく開示を行ったことは、異議申立人の默示の承諾の上でなされ、かつ、異議申立人は、関係者に手続を默示的に委任し、関係者の本人確認もなされたものと評価できるから、本件公開請求に対する実施機関の不作為があるとはいえない。

### 3 結論

上記のとおり第1のように判断する。

### 4 その他

公文書公開請求書の様式を保有個人情報開示請求書と読み替えて保護条例に基づく開示請求を行う場合、今後、請求者の同意や本人確認のための手続において不備がないように、手続を整備し、適正に運用することを求める旨付言する。

## 第5 審査会の審査経緯等

平成18年	7月 24日	公文書公開請求
	8月 2日	保有個人情報開示決定（一部承諾）
	12月 3日	異議申立て
	12月 20日	諮詢（平成18年12月22日付け岐阜市ま開第178号、第179号及び第180号）
平成19年	5月 11日	異議申立て
	6月 1日	実施機関に陳述書の提出依頼
	6月 4日	陳述書提出。異議申立人に陳述書の写しを送付
	6月 7日	異議申立て
	8月 30日	審査会開催
	9月 26日	諮詢（平成19年9月26日付け岐阜市ま開第801号、第802号及び第805号）
	10月 31日	審査会開催
	12月 5日	審査会開催。実施機関から意見聴取
平成20年	1月 9日	審査会開催
	2月 1日	審査会開催
	2月 29日	異議申立て
	3月 4日	諮詢（平成20年3月4日付け岐阜市ま開第1865号、第1866号及び第1869号）
	3月 5日	審査会開催

別紙 諮問文書一覧表

- 1 平成18年12月22日付け岐阜市ま開第178号
- 2 平成18年12月22日付け岐阜市ま開第179号
- 3 平成18年12月22日付け岐阜市ま開第180号
- 4 平成19年9月26日付け岐阜市ま開第801号
- 5 平成19年9月26日付け岐阜市ま開第802号
- 6 平成19年9月26日付け岐阜市ま開第805号
- 7 平成20年3月4日付け岐阜市ま開第1865号
- 8 平成20年3月4日付け岐阜市ま開第1866号
- 9 平成20年3月4日付け岐阜市ま開第1869号

## 別紙 知りたい内容欄に記載されている事項

### 1 岐阜市ま開第178号（平成18年12月22日付け）に係るもの

- ・平成18年5月19日付で、岐阜市長宛に提出した「(仮称) キャッスルハイツ長良天神建築の反対に反対する嘆願書」の岐阜市役所での決裁文書。

ただし、今回は、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

### 2 岐阜市ま開第179号（平成18年12月22日付け）に係るもの

- ・平成18年7月1日付で、私（※）が岐阜市長宛に提出しました岐阜市中高層建築物の建築に係わる紛争の予防および調整に関する条例第14条の規定による「あっせん 申出書」の岐阜市役所での決裁文書。

ただし、今回は、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

### 3 岐阜市ま開第180号（平成18年12月22日付け）に係るもの

- ・平成18年7月10日付け 岐阜市ま開第21-3号で、私（※）に対して、岐阜市長名で提出された「あっせん申出書について」という通知文書の岐阜市役所での決裁に関する書類。

ただし、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

### 4 岐阜市ま開第801号（平成19年9月26日付け）に係るもの

（異議申立書（平成19年6月7日付け）に係るもの）

- ・平成18年7月1日付で、私（※）が岐阜市長宛に提出しました岐阜市中高層建築物の建築に係わる紛争の予防および調整に関する条例第14条の規定による「あっせん 申出書」の岐阜市役所での決裁文書。

ただし、今回は、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

（異議申立書（平成19年5月11日付け）に係るもの）

- ・平成18年7月1日付で、私（※）が岐阜市長宛に提出しました岐阜市中高層建築物の建築に係わる紛争の予防および調整に関する条例第14条の規定による「あっせん 申出書」の岐阜市役所での決裁文書。

ただし、今回は、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

### 5 岐阜市ま開第802号（平成19年9月26日付け）に係るもの

（異議申立書（平成19年6月7日付け）に係るもの）

- ・平成18年7月10日付け 岐阜市ま開第21-3号で、私（※）に対して、岐阜市長名で提出された「あっせん申出書について」という通知文書の岐阜市役所での決裁に関する書類。

ただし、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

（異議申立書（平成19年5月11日付け）に係るもの）

- ・平成18年7月10日付け 岐阜市ま開第21-3号で、私（※）に対して、岐阜市長名で提出された「あっせん申出書について」という通知文書の岐阜市役所での

決裁に関する書類。

ただし、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

6 岐阜市ま開第805号（平成19年9月26日付け）に係るもの  
(異議申立書（平成19年6月7日付け）に係るもの)

・平成18年5月19日付けで、岐阜市長宛に提出した「(仮称) キャッスルハイツ長良天神建築の反対に反対する嘆願書」の岐阜市役所での決裁文書。

ただし、今回は、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

(異議申立書（平成19年5月11日付け）に係るもの)

・平成18年5月19日付けで、岐阜市長宛に提出した「(仮称) キャッスルハイツ長良天神建築の反対に反対する嘆願書」の岐阜市役所での決裁文書。

ただし、今回は、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

7 岐阜市ま開第1865号（平成20年3月4日付け）に係るもの

・平成18年7月1日付けで、私（※）が岐阜市長宛に提出しました岐阜市中高層建築物の建築に係わる紛争の予防および調整に関する条例第14条の規定による「あっせん 申出書」の岐阜市役所での決裁文書。

ただし、今回は、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

8 岐阜市ま開第1866号（平成20年3月4日付け）に係るもの

・平成18年7月10日付け 岐阜市ま開第21-3号で、私（※）に対して、岐阜市長名で提出された「あっせん申出書について」という通知文書の岐阜市役所での決裁に関する書類。

ただし、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

9 岐阜市ま開第1869号（平成20年3月4日付け）に係るもの

・平成18年5月19日付けで、岐阜市長宛に提出した「(仮称) キャッスルハイツ長良天神建築の反対に反対する嘆願書」の岐阜市役所での決裁文書。

ただし、今回は、私（※）に関係する部分のみ公開を請求します。

※部分には、異議申立人の氏名が記載されていた。

公文書公開請求書

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

住 所

氏 名 (法人その他の団体にあっては、

名称及び代表者の氏名)

電話番号

岐阜市情報公開条例第5条の規定により、公文書の公開を次のとおり請求します。

公開の実施方 法	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付  (電磁的記録) <input type="checkbox"/> 視 聴 <input type="checkbox"/> 出力したものの閲覧又は交付 <input type="checkbox"/> テープ等に複写したものの交付
	知りたい 内 容
担当部室名	
処理年度	
公文書名	

## 様式第6号（第10条関係）

年　月　日

開 示  
保有個人情報訂正請求書  
利用停止

(あて先)

岐阜市長

請求者住所	
請求者氏名	
電話番号	

岐阜市個人情報保護条例第14条、第24条又は第29条の規定により、次のとおり請求します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示（ <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送希望） <input type="checkbox"/> 訂正（ <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除） <input type="checkbox"/> 利用停止（ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止 <input type="checkbox"/> 消去）
請求者の区分等	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 遺族等 <input type="checkbox"/> 代理人
請求者が遺族等又は代理人の場合の本人	住所 <input type="checkbox"/> 氏名
保有個人情報が記録された文書名	
請求に係る個人情報の内容	
訂正・利用停止の趣旨及び理由	

- (注) 1 該当する事項の□内にレ印を記入してください。
- 2 請求者は、本人であることを証明するものを提示してください。
  - 3 遺族等の場合は、遺族等であることを証する書類を添付してください。
  - 4 代理人の場合は、代理権を有することを証する書類を添付してください。
  - 5 訂正を請求する場合は、訂正すべき事実の誤りを証する書類を添付してください。
  - 6 請求者が遺族等及び代理人の場合のみ、開示等の請求の対象となる者(本人)の住所、氏名を記入してください。